

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学医学部(以下、「本学部」という。)における学外実習生(以下「実習生」という。)の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「実習生」とは、看護師等の医療者の養成を目的とする公立又は私立の学校等の医療関係団体(以下「養成機関等」という。)の長から、本学部における実習を委託された当該養成機関等の学生、生徒等をいう。

(実習の種類)

第3条 実習の種類は、別表のとおりとする。

(申請)

第4条 実習生を委託しようとする養成機関等の長は、医学部実習生委託申請書(別記様式)により、学部長に申請しなければならない。

(許可)

第5条 学部長は、前条の規定による申請があったときは、本学部の業務に支障がない場合に限り、受入れを許可するものとする。

(報告)

第6条 実習の終了後、実習を担当した部門等は、実習人数及び実習期間を任意の報告書により総務課に報告するものとする。ただし、実習が複数回に及ぶ場合は、全ての実習完了後に報告書を提出するものとする。

(実習料)

第7条 実習生の実習料は別表のとおりとする。

2 養成機関等は、実習生の人数及び実習期間に応じた実習料を国立大学法人山形大学の発する請求書により納付しなければならない。

3 実習料は、前条の規定により提出された報告書をもって請求するものとする。ただし、当該実習が養成機関において必修科目である等、回数及び人数に変動見込みがないと認められる場合は、許可時に併せて請求することができるものとする。

4 納付済みの実習料は、原則返付しない。

(実習方法)

第8条 実習生は、本学部の指示に基づき、実習を行わなければならない。

(実習の中止)

第9条 実習生は、実習生としてふさわしくない行為があったときは、学部長は、当該実習生の実習を中止させることができる。

(災害補償)

第10条 実習生が実習中に故意又は過失により被った傷病の治療等に要する費用については、当該実習生が負担するものとする。

(損害賠償の請求)

第11条 学部長は、実習生が故意又は重大な過失により本学部に損害を与えた場合は、養成機関等の長又は当該実習生にその損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、実習生に関し必要な事項は、学部長が定める。

附 則

この規程は、令和2年7月3日から施行する。

附 則(令和5年2月21日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

実習の種類及び実習料は次のとおりとする。

種類	実習料	備考
解剖見学実習	1,500円	1人あたり日額
解剖実習	2,000円	1人あたり日額